

令和2年度 ばい煙等測定分析業務 仕様書

1. 件 名

令和2年度 ばい煙等測定分析業務

2. 目 的

下記施設に設置する焼却施設について、「大気汚染防止法第16条」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5」の規定に基づき、ばい煙等（水銀含む）の測定を実施するもの。

3. 測定場所

1) 宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢5番地の1
環境衛生センター

2) 宮城県黒川郡大和町吉田字根古北50番地
環境管理センター

4. 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、期間内に業務内容で定める回数
の測定を実施し、計量証明書等を提出すること。

5. 業務内容

(1) 環境衛生センター（し尿処理施設）

①ばい煙測定 2回（1炉×2回）

測定項目：ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、
ガス状水銀、粒子状水銀

測定場所：煙道の排ガス測定口

施設概要：ロータリーキルン式汚泥焼却炉（7 t / 5 h）

(2) 環境管理センター（ごみ焼却施設）

①ばい煙測定 4回（焼却炉2炉×2回）

測定項目：ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、
ガス状水銀、粒子状水銀

測定場所：煙道の排ガス測定口

1号炉及び2号炉の2系統それぞれの煙道を測定するもの。

施設概要：焼却炉：連続式（連続燃焼式）焼却施設（50 t / 24 h）

②ごみ質分析 4回

分析項目：ごみの種類組成、単位容積重量、ごみの三成分、
低位発熱量（計算値及び実測値）

③灰熱灼減量測定 12回

※ごみ質分析及び灰熱灼減量測定のサンプリング場所は環境管理センター地内とする。

※測定分析及びサンプリングの実施日にあたっては、各施設と協議の上決定するものとする。

※作業実施にあたっては、安全衛生に十分配慮するとともに、本組合の指示に従うものとする。

(3) 計量証明書 2部

6. その他

- 1) この仕様書の内容について疑義等が生じた場合は、本組合と協議するものとする。
- 2) 入札時には、入札書に各施設の合計金額を記載し、合わせて施設ごとの事業費内訳書を提出すること。
- 3) 落札決定は各施設の合計金額の最低価格者とし、契約を締結するものとする。
- 4) 測定終了後には計量証明書等2部を速やかに提出すること。
- 5) 支払いについては、各施設毎に分析・測定実施完了月ごと請求し、請求書受領後30日以内に支払うものとする。
- 6) 請求書の提出にあたっては施設ごとに作成し提出すること。
- 7) 契約時における消費税の取扱いについて

契約期間中において、消費税率の改正があった場合は、改正後の税率にて契約変更するものとする。

ただし、経過措置の適用を受ける場合は、その限りでない。